

再生スキームについて

1 趣旨

○早期段階よりさらに財政状況が悪化して指標が一定の水準を下回る団体は、自主的な努力のみでは財政の健全化が困難な団体として、原則として国・都道府県の関与の下で確実に財政の再生を行う仕組みとすべきではないか。

2 対象団体等

○再生団体となると、国・都道府県の関与により財政運営の自由度が制約されること等を踏まえ、財政悪化が切迫したことを示す一定の指標について、あらかじめ定めた基準（※）に達した団体を再生対象団体としてはどうか。

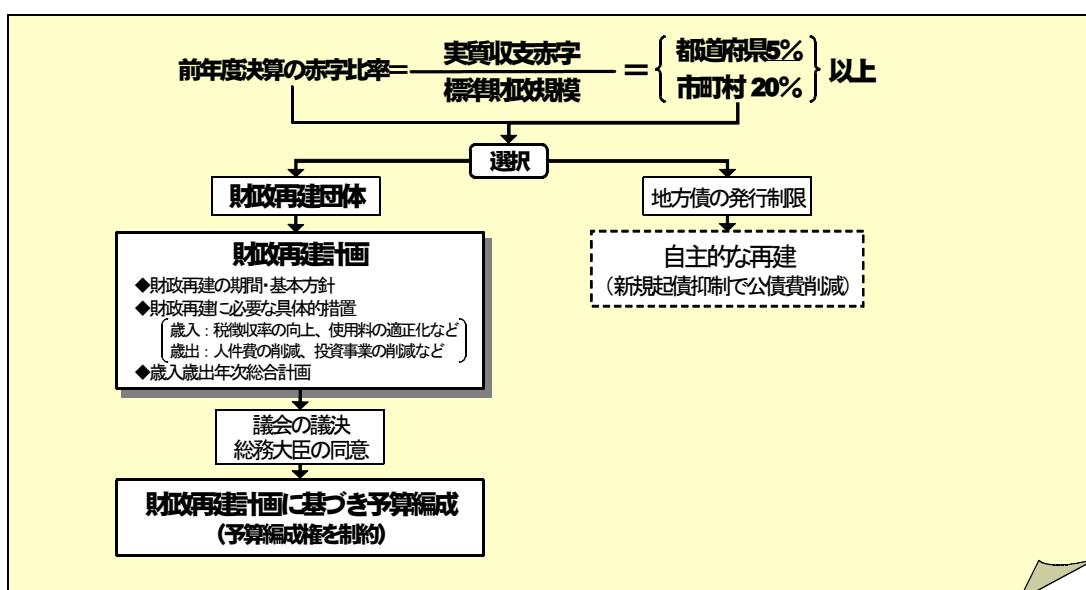
3 計画内容等

○2の基準（※）に該当した団体は、財政の再生を行う計画（財政再生計画）を策定することを義務づけるようにすべきではないか（現行制度では地方公共団体の申出制となっている）。また策定にあたっては議会の議決を経るようにならるべきではないか。

○財政再生計画については、内容確認を行うとともに確実な再生を行う観点から、国に協議し、その同意を得たものについて再生促進策等を適用することを考えてはどうか。

○国の同意を得て財政の再生を行う場合でなければ、地方債の発行を一部禁止し、当該団体の将来債務が増えることを抑止することでそれ以上の財政悪化を防ぐことが必要なのではないか。

（現行再建制度のスキーム）



○財政再生計画には、財政悪化の要因分析や財政再生の基本方針、指標の改善の見通し等を盛り込むとともに、租税の徴収増計画や経費削減の具体的な事項などが盛り込まれるようにしてはどうか。また、指標悪化の原因となっている会計ごとの取組が明らかになるように作成されるべきではないか。

○財政再生計画の目標においては、単に2の再生団体となる基準（※）に該当しなくなるように改善するのみではなく、一定程度の健全性が確保される目標を設定すべきではないか。

○現行再建法における再建計画は、住民に計画の要領を公表することとされているが、住民自治による監視を強化するためにも、当該団体のホームページなどを活用して、計画全体を住民にオープンにすべきではないか。

4 実効性の確保

○財政再生計画が、毎年度の予算編成に適切に反映されるよう制度上明確化すべきではないか。また、計画の実施状況について、当該団体が毎年度住民に公表するように制度化すべきではないか。

○財政再生計画やその実施状況の概要については、当該団体における公表だけでなく、国において全国的にとりまとめることにより、他団体と比較できるように公表されることも必要ではないか。

○計画の実施状況を把握しその着実な実施を促す観点から、国や都道府県が必要な調査を行ったり、対応を求めるなどの一定の関与を行う必要があるのではないか。また、そのような場合の関与は、基本的にオープンな形で行われるべきではないか。さらに、議会等における前向きな議論を喚起できるような仕組みを構築できないか。

○徹底的な自助努力を前提に、再生計画を同意した団体に対する再生促進策を検討すべきではないか。例えば、現状では、収支の不足分は繰上充用で対応し、そのための資金が不足すれば一時借入金で対応せざるを得ないが、安定的に資金を確保し再生計画の着実な実施を行えるような方策を考えるべきか。